## ◎新潟県告示第1011号

土地改良法(昭和24年法律第195号)第87条の3第1項の規定により、上越市の一部を受益地域とする県営神田 長池地区農用地保全施設整備(ため池等整備「一般型」)事業計画の変更をしたので、関係書類を次のとおり縦覧 に供する。

平成24年8月14日

新潟県知事 泉 田 裕 彦

- 1 縦覧に供する書類の名称 県営土地改良事業変更計画書の写し
- 2 縦覧に供する期間 平成24年8月15日から平成24年9月11日まで
- 3 縦覧に供する場所上越市役所及び上越市役所三和区総合事務所
- 4 その他
  - (1) この土地改良事業計画について不服があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に、知事に異議申立てをすることができる。
  - (2) この土地改良事業計画について不服があったとしても、土地改良事業計画についての取消しの訴えを提起することはできない。取消しの訴えを提起することができるのは、土地改良事業計画についての異議申立てに対する決定に対してのみである。